



ドクターカーを運用します



市は、枚方寝屋川消防組合と共同で重篤な事案には、救急車に医師を同乗させて現場に向かう「ドクターカー」の運用を4月3日から開始します。

心肺停止や脳卒中などの重篤・重症な事案が発生した場合、一刻も早く患者を医師の管理下に置くことが、救命率の向上や社会復帰率の向上につながります。

運用時間 平日午前9時～午後5時

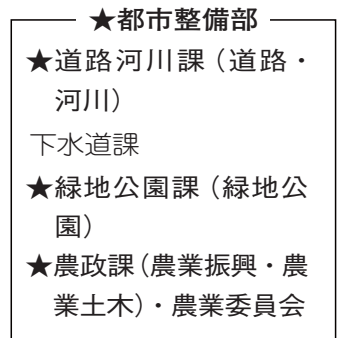
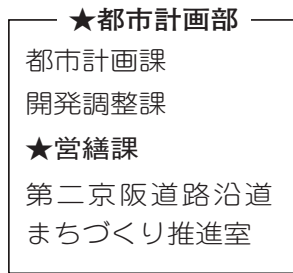
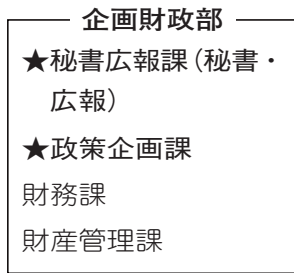
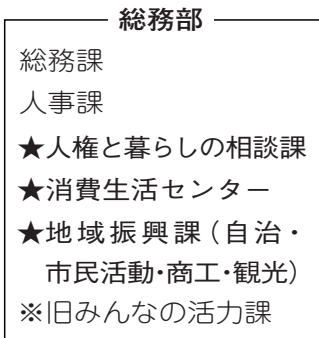
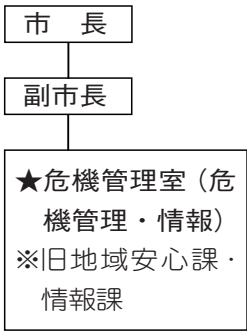
※通常の救急通報の内容に応じ、出動が判断されます。

問い合わせ 健康増進課 (TEL 892・6405)

市役所の組織が一部変わります

問い合わせ 政策企画課 (TEL 892・0121)

4月から表のとおり、市役所の組織が一部変わります。大きくは、市長直轄の危機管理室を新たに設置し、災害時などに情報収集や指揮命令系統の迅速化を図ります。また、旧地域社会部の業務を関係部に集約しました。執務室の配置については、「広報かたの」6月号でお知らせします。



★=新たに部・課名などが変更となった組織

29年度の市税の納期

問い合わせ 税務室 (TEL 892・0121)

29年度の納税通知書の発送時期、納期限は下表のとおりです。

■口座振替制度のご案内

市税(市・府民税(普通徴収)、固定資産税 都市計画税、軽自動車税)の納付には、便利で確実な口座振替(自動払込)をご利用ください。

申し込みは、市内の金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局窓口にて口座振替申込書があります。納期限の1か月前までに、申込書に記載のある市指定金融機関の窓口でお申し込みください。
また、前納(全期一括)を希望する人は、固定資産税・都

税目	市・府民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税
納税通知書 発送時期	6月上旬	5月上旬	5月上旬
第1期納期	6月30日(金)	5月31日(水)	5月31日(水)
第2期納期	8月31日(木)	7月31日(月)	——
第3期納期	10月31日(火)	10月2日(月)	——
第4期納期	12月25日(月)	11月30日(木)	——

市計画税は4月末まで、市・府民税は5月末までにお申し込みください。

なお、引き落としは各納期限の日に指定口座から引き落とします。

※口座振替申込書は、市外の金融機関にはありませんので、市外金融機関を利用する場合は、税務室納税管理係にご連絡ください。





保険料の算定式

$$\begin{aligned} & \text{年間保険料} (\ast 1) \\ & \parallel \\ & \text{被保険者均等割額} \times \text{被保険者} \\ & \text{1人あたり} 5 \text{万} 1,649 \text{円} \\ & + \\ & \text{所得割額} \langle \text{賦課の基となる所得金額} (\ast 2) \times 10.41\% \rangle \end{aligned}$$

(※1) 保険料年額の限度額は57万円です。
 (※2) 前年の総所得金額・山林所得金額・他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

■29年度の保険料
 保険料算定に伴う税率は、28年度と同じです。
 保険料の算定式は左図のとおりとなります。
 ■保険料の軽減
 ①世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割額が軽減されます(下表のとおり)。

②所得割額の賦課対象者の内、算定にかかる所得金額が58万円以下(年金収入のみ)の場合は211万円以下(の人は、所得割額が2割軽減されます(30年度以降は廃止となります))。
 ③後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の

後期高齢者医療のお知らせ

問い合わせ 医療保険課 (TEL 892・0121)

※軽減に該当するかを判断する総所得金額などには、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の人については、公的年金などに係る所得金額から15万円が控除されます。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象になります。

②所得割額の賦課対象者の内、算定にかかる所得金額が58万円以下(年金収入のみ)の場合は211万円以下(の人は、所得割額が2割軽減されます(30年度以降は廃止となります))。
 ③後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の

ごみの排出方法が10月から変わります

10月1日から、ごみの排出方法が変更となります。それに伴い、4月から9月末までの間、各地区ごとに説明会を随時実施します。説明会の日程などは地区の回覧板や市ホームページでお知らせします。

■変更内容の一部

- ▷「普通ごみ」から「燃やすごみ」に名称が変わります。また、「燃やすごみ」は従来の普通ごみに加えて、45%のポリ袋に入る燃えるもの(衣類・靴・製品プラスチック類・木類など)を原則排出できるようになります。
- ▷「可燃粗大ごみ」「不燃粗大ごみ」から「粗大ごみ」「有料粗大ごみ」に名称が変わります。粗大ごみの中で、指定された約60品目と、長さ大きさ制限のかかる物が有料となります。

※新しいごみ出しマニュアルは、8～9月の間に全戸配布します。
 問い合わせ 環境総務課 (TEL 892・2471)



給付金の受け付けが始まります

問い合わせ 臨時福祉給付金推進室 (TEL 0570・021・192)

※課税されている人の扶養親族や生活保護制度の被保護者となっている場合などは、対象となりません。
 支給額 1人につき1万5000円(1回限り)
 申請期間 4月10日(月)～10月10日(火)
 ※支給対象者と思われる人には、4月初旬から順次、制度の案内や申請書などを送付します。

■給付金の詐欺にご注意!

給付金を装った、振り込め詐欺や個人情報情報の詐取にご注意ください。
 ▽市や厚生労働省が、ATMの操作をお願いすることや、給付のために手数料などの振り込みを求められることは、絶対にありません。
 ▽ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことはありません。
 ▽厚生労働省が住民のみなさんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

問い合わせ 交野警察署 (TEL 891・1234) か、警察相談専用電話(9110)

被保険者均等割軽減の所得判定区分	軽減割合	軽減後の額(年額)
① 下欄②に属する被保険者であり、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する)	9割	5,164円
② 世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが、基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,747円
③ 世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが【基礎控除額(33万円)+27万円×被保険者の数】を超えないとき	5割	25,824円
④ 世帯(同一世帯内の被保険者と世帯主)の総所得金額などが【基礎控除額(33万円)+49万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	41,319円

健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった人は、所得割額は課されず、被保険者均等割額が7割軽減されます。

※30年度分は、5割軽減となります。また、31年度分以降は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、5割軽減となります。なお、

妊産婦歯科健康診査

問い合わせ 健康増進課 (TEL 893・6405)

4月から市内実施歯科医院で、新たに妊産婦歯科健康診査を実施します。



妊娠中は、つわりやホルモンバランスの変化で、虫歯や歯周病にかかりやすくなります。重度の歯周病は、早産や低体重児出産のリスクが高くなることもいわれています。また、お母さんが虫歯の治療や、口の清掃を受けて虫歯菌を減

らすことで、将来子どもへの虫歯菌感染のリスクが減ります。
 妊産中や出産後は、歯科受診が後回しになる傾向があるため、歯科健康診査を受診してください。
 事業開始日 4月1日(土)から
 対象 受診日に市民で妊婦、または妊娠中に受診できなかつた産後1年未満の産婦(29年4月2日以降に出産した人)
 ※4月以降、妊娠届を出された人に受診券を発行します。3月までに妊娠届を出し、4月2日以降に出産予定の人には受診券を送付します。詳しくは、「わが家の健康管理」をご覧ください。

内容 問診、口腔内診査、口腔衛生指導
 回数 1回限り
 費用 無料
 受診に必要なもの
 ▽妊産婦歯科健康診査受診券
 ▽母子健康手帳
 ▽年齢・住所が確認できるもの(運転免許証など)
 申し込み 直接、市内実施歯科医院

世帯の所得に応じた額の9割または8・5割軽減に該当する場合は、それぞれの軽減割合が適用されます。

■保険料通知の送付時期
 「保険料額決定通知書」および「納入通知書」は、7月中旬に送付を予定しています。7月以降に被保険者となった人には、8月以降に順次通知書を送付します。

■29年2月に保険料を年金天引きで納付した人
 4・6・8月の年金受給時に、2月に年金天引きされた金額と同額を仮徴収額として年金天引きします。なお、保険料額の通知はありません。

■簡易申告書の送付
 保険料の軽減、自己負担割合や自己負担限度額の判定は所得情報を基に行います。そのため所得情報のない人には、6月ごろに簡易申告書を送付します。

■健康診査費用の助成
 4月下旬、被保険者に「健康診査受診券」を送ります。年度途中で75歳になる人には、誕生日の翌月初旬に順次送ります。

広域連合が指定する医療機

関で、有効期限まで無料(年度中1回)で受診できますので、事前に医療機関などに予約し、受診券と被保険者証を持って受診してください。

※3月に75歳になる人には、4月に受診券を送りますので、受診は翌年度になります。

■人間ドック費用の助成
 被保険者が人間ドックを受診した場合、費用の一部を助成(年度中1回)しています。

助成には申請が必要です。申請するまでの間は、領収書などを大切に保管してください。

申請に必要なもの 人間ドックの領収書、人間ドックの検査結果通知書などの写し、被保険者証、口座情報
 が分かるもの、印鑑
 申請窓口 市医療保険課
 ■制度に関する問い合わせ
 大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

▽保険料、被保険者資格、被保険者証などII資格管理課 (TEL 06・4790・2028)
 ▽給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レポート点検などII給付課 (TEL 06・4790・2031)





児童扶養手当・特別児童扶養手当

問い合わせ 子育て支援課
(TEL.893・6406)

4月から、児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給額が変わります。28年度よりも0.1%引き下げられます。

■児童扶養手当支給額の改定
支給額（月額） 下表のとおり

対 象 父母の離婚・死亡・障がいなどにより、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳になつてから最初の3月31日までの児童・一定の障がいがある場合は20歳未満の児童）を監護する母、監護しかつ生計を同じくする父、または父母以外で児童を養育する人

4月からの児童扶養手当の額		
	全部支給（引き下げ額）	一部支給（引き下げ額）
本体額	月額 42,290 円 (40 円減)	月額 9,980 円～ 42,280 円 (10 円～ 40 円減)
第 2 子加算額	月額 9,990 円 (10 円減)	月額 5,000 円～ 9,980 円 (0 円～ 10 円減)
第 3 子以降加算額	月額 5,990 円 (10 円減)	月額 3,000 円～ 5,980 円 (0 円～ 10 円減)

（児童と同居し、監護し、生計を維持している人）に支給されます。
※婚姻（内縁を含む）、父・母の帰還、児童を養育しなくなったなど、受給資格がなくなつたときは、すぐに届け出をしてください。届け出をしないまま手当てを

受けていると、資格がなくなつた日にさかのぼつて、手当てを全額返金していただきます。

■特別児童扶養手当支給額の改定

支給額（月額）

▽1級 5万1450円（50円減）
▽2級 3万4270円（30円減）

対 象 20歳未満で、政令に指定する障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいづれか1人）が、父母に代わつて児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する人

■受給条件

児童扶養手当・特別児童扶養手当とも、公的年金給付との関連や所得制限、支給要件などの条件があります。

※手当てを受けている人で、障がいの程度・住所・名前などに変更があつた場合は、届け出をしてください。

■今回の定時払い

児童扶養手当・特別児童扶養手当ともに、4月11日（火）です。

よろこそ！ 校区福祉委員会 ～ Vol. 5 ～

問い合わせ 社会福祉協議会
(TEL 895・1185)



3月7日の感謝会の様子

郡津小学校区福祉委員会〈郡津地区〉 ～「児童の登下校見守りに感動が！」～

郡津小学校区は、古い町並みや田園風景が残るまちですが、通学路には道路横断時に危険な場所がいくつかあり、児童の安全な通学環境に大きな課題があります。

＝ ＝ 見守り活動で ＝ ＝

- ★ある日の下校見守り時に、「いつも見守りしてくれてる、おばちゃんや！ありがとう、握手しよう」と男の子が駆け寄って来てくれました。
- ★今年も、郡津小学校で「見守り感謝会」を開催してもらいました。児童のみなさんから「ありがとうの心」が届いた一日となりました。これからも、安心安全な通学の環境づくりを目ざして頑張ります。

＝ ＝ ＝ 活動紹介 ＝ ＝ ＝

郡津小学校と郡津地区・各団体が協力し合つて、児童の「登下校見守り活動」を実施しています。毎日、通学路のあちらこちらで「いってらっしゃい」「おかえり」の明るい声で見守っています。



また、交野警察署から車両の交通指導をしていただき、運転マナーの向上につながっています。